

魚津市農業委員会総会議事録

・とき 令和7年12月3日（水）
午後1時30分
・ところ 魚津市役所第一会議室

魚 津 市 農 業 委 員 会

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 29 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 30 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 31 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会
1. 総会の期日	令和7年12月3日(水)
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室
3. 農業委員の定数	14名
4. 総会に出席した農業委員の数	13名
会長(議長)	12番 北田 直喜
委員	1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝 3番 中山 彦信 4番 上樂 晃 5番 稔苗 史絵 6番 小坂 義則 8番 佐々木 隆 7番 宮坂 博一 9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博 11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂
5. 総会を欠席した農業委員の数	1名
	14番 石坂 誠一
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名
	上中島地区 村崎 信明 加積地区 西田 八郎
7. 議事録署名委員	
	6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一
8. 総会に出席した職員	
	事務局長 館 和生 係長 藤井 勝利 主査 本田 陽一 主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和7年度12月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番小坂委員、7番宮坂委員にお願いいたします。

議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,556m²です。

【議案第30号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第30号は意見決定いたします。
議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

9ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が458m²です。

【議案第31号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第31号は意見決定いたします。

議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件4筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が3,657.00 m²です。

【議案第29号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 今ほど事務局から説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

13番： 申請地は農地中間管理機構関連整備事業の対象農地ですが、譲受人への所有権移転並びに事業実施後の耕作については問題はありません。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたら、ご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第29号は許可決定いたします。

議案第32号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求める。

事務局： 議案第32号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全6件、13筆、20,058m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第32号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：

- ・農振除外（R7.9月受付分について）
- ・非農地通知（R7.11月実施分について）
- ・令和7年度農業者との意見交換会について
- ・地域計画のブラッシュアップについて

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後2時45分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第29号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は農地法第2条第3項に定められる農地所有適格法人であるため問題なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、申請地の近隣に住居を構える譲受人に所有権を移転するものである。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、11月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第29号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており耕作ができず、従前から申請地を耕作している譲受人に農地の管理を任せたため、所有権を移転するものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第30号 受付番号1番

申請者	作成者
許可要件の状況	
農地の区分	申請地は上下水管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に市立東部中学校及び県立魚津高等学校が存するため第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。
転用目的	申請地周辺は生活環境が整っており、共同住宅の需要が高く、運営に適している。また、申請地は申請者自宅に近いため管理がしやすく、当該地で共同住宅の事業計画を立てました。
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画であり、申請書に融資予約通知書を添付しており、適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については隣接地との境界に擁壁を設置しつつ、敷地内に水路を設置し西側道路沿い水路へ排出します。 生活雑排水については公共升を新設し前面道路の公共下水道に接続し排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。
一時転用の妥当性	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号1番
(貸借件設定)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は現在の居住地が手狭であり、親族から子育ての協力を得るために申請地に戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになりますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	<p>雨水については隣接地との境界に擁壁を設けつつ、既存排水路へ排出する計画であり、隣接農地へ被害が及ぼぬよう十分配慮されます。</p> <p>生活排水については西側市道の公共下水道へ接続し排出します。</p> <p>今回の転用によって集団農地を分断することはありません。</p>	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		